

# 53 都市農業の振興と都市農地の保全

## (1) 農の活きるまち練馬

### ●意欲的な都市型農業経営の支援

#### 1 経営改善に取り組む農業者の支援

平成23年度から、経営改善に計画的かつ意欲的に取り組む農業者を、「農業経営基盤強化促進法」の規定に基づく認定農業者または区独自の制度による都市型認定農業者として認定し、その取組を支援している。

5年度末現在の認定農業者数は76経営体、都市型認定農業者数は9経営体である。

#### 2 農の学校

区民の中から農業者の支え手を育成し、支え手を必要とする農業者とのマッチング等を行うため、平成27年3月に開講した。5年3月から一部を除く敷地を一般開放しており、年末年始を除く毎日午前9時から午後5時まで開園している。

農の学校では、区内農業者を実技講師とした複数のコースを設置している。なお、初級コース以上を修了した者を「ねりま農サポーター」に認定しており、5年度末までに142人を認定した。農業者とのマッチングは5年度末までに延べ147件成立した。

#### 3 練馬果樹あるファーム事業

新鮮な果実の摘み取り・もぎ取りおよび直売を行う農園を「練馬果樹あるファーム」と位置付け、消費者が季節を通じて手軽に果樹と触れ合える機会の充実を図る。5年度は区内果樹の包括的なPR支援を行うとともに、新たに果樹栽培に取り組む農園や栽培規模の拡大を図る農園への整備支援や広報事業に対する支援事業等、計3件を実施した。

#### 4 ねりまベジかるファーム事業

野菜の収穫体験を実施する農園について統一したネーミングによるブランド化を行い、一体的にPRすることで、農業経営の安定化を図るとともに区民に対し身近な農体験を提供することで区民が農とふれあう機会の充実を図る。5年度は野菜の収穫体験ができる農園を紹介する冊子「ねりまベジかるファーム」を作成するとともに、収穫体験の取組を区内農業者に広げるため、農業者向け「野菜収穫体験取組事例集」を作成した。

### ●練馬の都市農業の特色を活かした魅力の発信

#### 1 高松みらいのはたけ

高松みらいのはたけは、「高松一・二・三丁目農の風景育成地区」の区域内に位置し、5年3月に開設した区立の畑である。「農の景観を区民とともに育て・

守る畑」をコンセプトとし、「見る」「触れる」「楽しむ」体験を通じ、誰もが気軽に農とふれあい、農の風景を楽しむことができる。

年末年始を除く毎日午前9時から午後5時まで開園しており、とうもろこしや枝豆、ミニトマトといった人気の夏野菜や、練馬の伝統野菜である練馬大根を栽培する。種まきや間引きといった農作業のポイントとなる作業を手軽に体験でき、収穫を楽しむことができる。農業振興の発信拠点として、地域を中心とした人と人のつながりを広げる交流を図る。

#### 2 ねりマルシェの開催・支援

「ねりマルシェ」とは、新鮮で美味しい練馬産農産物やその加工品などの魅力を区内外に発信することを目的に、区内農業者、商業者等が連携し開催する即売会である。

農業者により組織された「ねりマルシェ実行委員会」と区の共催（後援：東京あおば農業協同組合）で、平成27年度から平成つつじ公園で開催しており、5年度は11月12日に開催した。区民が農業者と触れ合う機会を更に増やすため、区役所アトリウムでマルシェを行い、5年度は延べ14回開催した。

また、自らマルシェを開催する農業者等の団体に対して、当該マルシェのPRおよび運営経費に係る補助等の支援を行っている。5年度は9団体を支援した。

#### 3 ビール麦「金子ゴールデン」のブランド化支援

地場農産物の育成およびブランド化を図るため、東京あおば農業協同組合が実施する、国産初のビール麦「金子ゴールデン」の生産および「金子ゴールデン」を使用した地ビールの醸造に要する経費の一部を、平成22年度から助成している。

#### 4 練馬大根育成事業

ほとんど生産されなくなっていた練馬大根の栽培を促進するとともに、地場農産物のブランド品としての販路開拓を図るため、平成元年から練馬大根育成事業を実施している。5年度は、21軒の農家への栽培委託等により約14,000本を生産した。生大根・たくあん漬けの販売のほか、第17回「練馬大根引っこ抜き競技大会」を東京あおば農業協同組合と開催し、収穫した大根を学校給食に提供した。また、区内農業者の協力のもと、練馬大根の昔ながらの伝来種（代々受け継いできた種）を守り、未来へ継承していく取組を行っている。そのほか区民、学校、保育園等による栽培を推進するため、種の無料配布を行っている。

## 5 ふれあい農業推進事業

区民が新鮮な農産物を自ら収穫し、農業者と触れ合うことを通して、都市農業についての理解を深めてもらうため、つぎの事業を実施している。

### (1) ふれあい農園

区内農業者の圃場<sup>ほじょう</sup>で、参加者がジャガイモやサツマイモの収穫を体験する。区は、参加申込みの受付等を行っている。

### (2) 大泉橋戸公園水田事業

地域住民の都市農業への理解を深めることを目的として、平成23年度に整備した大泉橋戸公園内の水田(230㎡)で、24年度から地域団体や小学校と共同で稲作を実施している。

### (3) 果樹を活用した体験学習事業

カキを収穫するまでの年間の作業を、家族や友人と一緒に体験し学習する。枝の剪定や摘果等の果樹の手入れ方法を学び、農との触れ合いや収穫の喜びを味わうことを目的に、平成24年度から実施している。

## 6 農の魅力を発見できる情報の発信

### (1) 練馬の農業紹介冊子

練馬大根、キャベツなどの練馬の農産物や、農業体験農園をはじめ、身近に農と触れ合うことのできる場やイベントなど、練馬の農業の魅力を紹介する冊子「練馬の農業」を配布している。



〔冊子「練馬の農業」〕

### (2) 直売所の紹介ガイド

区民等に練馬産農産物をより身近に感じてもらう地産地消を推進するため、区内の直売所情報などを掲載した「練馬区農産物ふれあいガイド」を配布している。



〔「練馬区農産物ふれあいガイド」〕

### (3) 練馬果樹あるファーム紹介冊子

区内で生産されるブルーベリー、ブドウ、ミカン、カキ、キウイ、イチゴ、クリ等の果実を紹介する冊子「練馬果樹あるファーム」を配布している。5年度は内容を一部改訂した。



〔冊子「練馬果樹あるファーム」〕

### (4) ねりまベジかるファーム紹介冊子

野菜の収穫体験ができる農園を紹介する冊子「ねりまベジかるファーム」を配布している。



〔冊子「ねりまベジかるファーム」〕

### (5) とれたてねりまアプリ

練馬産農産物を販売する直売所や練馬産農産物を使用している飲食店等の情報、農に関するイベント情報を発信するアプリ「とれたてねりま」を開発し、3年11月から配信を開始した。

練馬産農産物に関する情報を区内の農業者や飲食店等が自ら発信している。



〔アプリ「とれたてねりま」〕

## 7 区役所アトリウムに練馬産農産物自動販売機の設置

区民が来庁をきっかけとして、練馬産農産物の魅力や区内農業者を知る機会を創出するため、区役所アトリウムにコインロッカー式の農産物自動販売機『ねり丸直売所』を設置している。

区内全域から区内農業者が生産した新鮮な野菜、果物、加工品を販売している。

## 8 食農教育推進教材の作成

区立小学校3年生の社会科の地域学習や総合学習の授業において、練馬の伝統野菜である「練馬大根」について学習する機会を創出するため、平成27年度から補助教材を作成し、配布している。補助教材の提供により、都市農業や練馬大根への関心、地域への愛着を深め、食農教育の推進を図っている。



〔冊子「まるごと練馬大根」〕

## 9 農業体験農園

農業体験農園は、区が管理する区民農園とは異なり、農業者が自ら開設し、経営・管理する農園である。区は園主に対し助言等を行うほか、施設整備および管理運営に要する費用の一部を助成している。

利用者は、年間利用料を支払い、園主の指導のもと、種まきから収穫まで、年間20種類以上の野菜づくりを体験することができる。

平成8年4月に全国初の農業体験農園「緑と農の体験塾」が区内に開園し、5年度末現在は18園、1,971区画が利用されている。

## 10 区民農園

区民農園は、練馬区が所有者から借り受けた農地（一部区有地あり）を整備して区画割りし、区民が耕作を楽しめるようにした農園である。区民農園には休憩施設（クラブハウス）がない農園（21園）と休憩施設がある農園（5園）があり、5年度末現在は合計26園、1,881区画が利用に供されている。

### 〔農業体験農園一覧〕（18園）

5年度末現在

名 称	区画数
緑と農の体験塾	146
大泉風のがっこう	125
田柄すずしろ農園	118
イガさんの畑	118
学田体験農園	98
農学校「石泉愛らんど」	160
農業体験農園「緑の散歩道」	135
農業体験農園「どろんこ・わあるど」	125
農業体験農園「百刃の里」	101
農業体験農園「楽農くらぶ」	82
農業体験農園「南大泉やさい村」	100
農業体験農園「農の詩」	89
農業体験農園「旬感倶楽部」	109
あーばんあぐりーぱーく石神井台	77
関町グリーンガーデン	109
農業体験農園「百刃の里第二」	66
農業体験農園「井頭体験農園」	113
農業体験農園「春日の森ファーム」	100
合 計	1,971

注：1区画の面積はおおむね30㎡

### 〔区民農園一覧〕（26園）

5年度末現在

#### 休憩施設なし

名 称	区画数
田柄一丁目	235
西大泉二丁目	169
関町南三丁目	95
大泉学園町四丁目	146
南大泉やまぶし	50
関町南三丁目第二	82
中村南一丁目	90
春日町二丁目	38
高松三丁目	38
高松一丁目	30
高野台三丁目	59
羽沢三丁目	48
上石神井三丁目	50
向山二丁目	34
南田中四丁目	119
南大泉三丁目	42
高松一丁目第二	39
東大泉一丁目	54
向山四丁目	76
石神井台二丁目	28
土支田二丁目	112
合 計	1,634

注：1区画の面積はおおむね15㎡

## 休憩施設あり

名称	区画数
西大泉	49
旭町	44
南大泉（※）	48
谷原東（※）	56
谷原西	50
合計	247

注：1区画の面積はおおむね30㎡

※：南大泉・谷原東区民農園は改修工事のため、6年3月1日から7年2月28日まで休園

## 11 地域住民と農のつながりを深める取組の推進

子どもたちの都市農業への理解を深めるため、全区立小学校において農業者と連携した体験学習の実施を支援している。

### ●全国都市農業フェスティバルの開催

元年度に開催した「世界都市農業サミット」の成功をもとに、都市農業に積極的に取り組む自治体や農業者とともに、都市農業の魅力を広く発信し、更なる都市農業振興を図るため、5年11月19日に「全国都市農業フェスティバル」を開催した。

区内および三大都市圏から国分寺市、松戸市、名古屋市、京都市を招聘したほか、全国から20自治体が参加し、「買う」、「食べる・体験する」をテーマとしたイベントや、「話す・学ぶ」をテーマとしたトークライブを実施した。

次回は7年度に開催する予定で、6年度は全国都市農業フェスティバルに招聘した都市等とともに、都市農業の魅力を伝えるフェスティバルイベントを開催する。

### ●都市農地の保全に向けた取組の推進

#### 1 都市農地の保全

都市農地は、安全で新鮮な農産物の生産に加え、防災、食育など多様な機能を有している。しかしながら、都内の市街化区域内農地は、年々減少しており、適切な保全を図っていくことが求められている。

都市農地の減少という共通の課題を抱えた基礎自治体が連携して活動することにより、都市農地の保全に取り組むため、平成20年10月に都内38の区市町からなる都市農地保全推進自治体協議会が設立された。区は、協議会の会長区として他自治体とともに、農地制度や税制度の早期見直しを国に働きかけてきた。27年に「都市農業振興基本法」の制定、29年に「生産緑地法」の一部改正、30年には「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行されるなど、要望事項が着実に実現されてきている。

## 2 「農の風景育成地区制度」の活用

都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐため、都の独自制度として平成23年8月に創設された。区内では27年6月に「高松一・二・三丁目農の風景育成地区」、元年12月に「南大泉三・四丁目農の風景育成地区」が指定された。

地区指定により、農業者との協力・連携を図ることで、農地の活用を通じた農業者と地域住民との交流が促進され、また都市農地の重要性などについて住民の理解が進み、農のある風景が育まれることが期待される。

区は、2年度から、地区内の農業者等による農地保全活動を支援している。5年度は高松地区で、地域の農の魅力を知り愛着を持ってもらうため、育成地区をPRする看板を高松みらいのはたけ等に設置した。また、にぎわいを創出するため、地区内の庭先直売所に野菜を描いた装飾物（ガーランド）を飾った。南大泉地区では、「南大泉 with 農フェスタ」を開催し、クイズラリーや収穫体験、マルシェ等を実施した。

### 3 防災機能の周知

区内には、23区で最も多くの農地がある。都市農地には、住宅などが密集している地域で火災時の延焼を防止したり、一時避難スペースを提供したりするなどの機能が期待されている。5年度は、農地の防災機能をより発揮させるため、東京あおば農業協同組合と締結している災害時の協定について、内容の見直しを検討した。

### 4 生産緑地制度

#### (1) 生産緑地地区の指定

平成3年4月に「生産緑地法」が一部改正され、区内（市街化区域内）の農地は、保全するものと宅地化するものとに都市計画に明確に区分された。保全する農地は生産緑地地区として指定することになった。

指定された農地は30年間の営農義務と建築制限が課される一方、固定資産税等の減額や相続税の納税猶予など税制特例が設けられている。

29年5月の「生産緑地法」一部改正により、区市町村が条例で定めた場合、生産緑地の指定下限面積を500㎡から300㎡まで引き下げることが可能となった。区は、29年10月に「練馬区生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定し、下限面積を300㎡とした。

5年9月の生産緑地地区面積は、約163haとなっている。

#### (2) 特定生産緑地制度の周知・指定

生産緑地は指定から30年経過すると区へ買取申出ができるようになり、区が買い取らない場合に宅地等への転用が可能となる。平成29年5月

の「生産緑地法」一部改正により、特定生産緑地制度が創設された。特定生産緑地に指定されると、買取申出が可能となる時期が10年間延長され、以後も10年毎に指定を繰り返す限り税制特例が適用される。同制度は30年4月に施行された。

区は、元年度から、30年を経過する日を近く迎える生産緑地を対象に特定生産緑地への指定手続を進め、5年9月までに特定生産緑地を約138ha指定した。区内の生産緑地を保全するため、特定生産緑地制度について引き続き農業者に周知していく。

(3) 生産緑地の貸借制度の創設

平成30年6月に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下「貸借法」という。）」が成立し、それまで実質的に不可能だった生産緑地の貸借について、農業者が経営規模拡大のために生産緑地を借りること等が可能となった。また、農地を所有しない民間事業者が、所有者から直接生産緑地を借りて貸農園を開設することが可能となった。

5年度末現在「貸借法」に基づく貸借は、農業者によるものが18件、民間事業者による貸農園の開設が5件である。

[地区別農産物生産面積]

[単位：アール]

品目		合計	練馬	石神井	大泉	
野	キャベツ	2,025	368	703	954	
	大根	884	389	199	296	
	枝豆	850	351	211	288	
	ブロッコリー	846	347	188	311	
	トウモロコシ	597	279	96	222	
	ジャガイモ	557	224	134	199	
	ネギ	462	166	126	170	
	ほうれん草	446	175	135	136	
	こまつな	371	129	145	97	
	にんじん	344	190	61	93	
菜	サトイモ	326	120	93	113	
	トマト	300	85	65	150	
	サツマイモ	247	108	37	102	
	白菜	239	81	60	98	
	カリフラワー	185	88	35	62	
	ナス	176	51	49	76	
	キュウリ	171	71	39	61	
	レタス	92	12	29	51	
	いちご	38	15	4	19	
	その他野菜類	1,659	514	416	729	
野菜類計		10,815	3,763	2,825	4,227	
野	ブルーベリー	748	170	172	406	
	柿	704	131	145	428	
	みかん	419	175	62	182	
	ブドウ	288	121	85	82	
	栗	236	14	33	189	
	梅	227	14	108	105	
	菜	キウイ	92	61	3	28
		その他果樹類	288	145	37	106
		植木	911	247	523	141
		芝	785	2	50	733
花類		760	214	19	527	
さつき		33	22	3	8	
その他	464	156	154	154		
野菜類以外計		5,955	1,472	1,394	3,089	
延べ生産面積計		16,770	5,235	4,219	7,316	

※その他野菜類…南瓜、水菜、玉ねぎ、生姜、たら芽、おくら、竹の子、いんげん、かぶ、絹さや、ふき、ピーマン、うど、しそ、アスパラ、サニーレタス、八つ頭、なばな（のらぼう）等  
 その他果樹類……ゆず、かりん、すもも、レモン 等  
 その他………麦、緑肥、茶、牧草 等  
 資料：「農業経営実態調査」（5年8月1日）

[農家戸数・農業従事者数および農地面積]

年次	農家戸数 (戸)	農業従事者数 (人)	農地面積	
			(ha)	生産緑地面積 (ha)
元	426	953	199.7	177.8
2	421	938	193.7	175.5
3	415	927	188.6	172.5
4	398	886	182.3	169.7
5	385	859	177.7	162.85

資料：農家戸数と農業従事者数は「農業経営実態調査」（各年8月1日現在）、農地面積は都税事務所固定資産税課税（各年1月1日現在）、生産緑地面積は各年の告示面積による。